

井上ひさし研究会会則

(名称)

第1条 本会は、「井上ひさし研究会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、川西町大字上小松 1037-1 遅筆堂文庫に置く。

(目的)

第3条 本会は、井上ひさしの業績を研究し、深く理解し、広く永く後世に伝えていくことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 井上ひさしに関する資料の調査・研究。
- (2) 井上ひさしに関する研究の支援、発表の場の提供。
- (3) 会報の発行、講座、講演などの開催、井上ひさしに関する情報の発信。
- (4) その他、本会の目的を達成するための事業。

(会員の種類)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する個人及び団体で構成する。

(会員の入会)

第6条 入会しようとする者は、入会申込書を事務局あてに提出する。

(会費)

第7条 会員は、幹事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 事務局に退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を2年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の除名)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会の会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第10条 本会の役員に幹事と監査を置く。幹事の中から、会長、副会長を互選する。

(役員の仕事)

第11条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき代理しその職務を行う。
- (3) 幹事は、会務を執行する。

(4) 監査は、本会の業務及び財産状況を監査する。

(役員を選任)

第 12 条 役員は、会員の中から総会において選出する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当すると幹事会が認めるときは、解任することができる。

(1) 心身の故障等により、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

(幹事会)

第 15 条 幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更。

(2) 会費の額。

(3) 総会に付議すべき事項。

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(5) 事務局の組織及び運営に関する事項。

(6) その他、総会の議決を要しない会務の運営に関する事項。

(事務局及び職員)

第 16 条 本会に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。事務局長は、幹事会の承認を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

(総会)

第 17 条 本会の総会は、会員をもって構成し、毎年 1 回開催するものとする。

但し、必要があるときは臨時に開催することができる。本会の会議は、会長が招集する。

総会の議長は、会長がこれにあたる。総会は次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算。

(2) 幹事・監査の選任及び解任。

(3) 本会則の変更。

(4) 本会の解散。

(5) その他、本会の運営に関し重要な事項。

(事業報告書及び決算)

第 18 条 会長は、事業年度終了後に事業報告、収支決算書を作成し、直近の総会に報告する。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

設立初年度の会費は一口 3000 円とする。